

【 各種要領等 】

現地医療救護対策本部設置要領

災害が甚大かつ地域的な場合は、山梨県災害対策本部と連動し、現地医療救護対策本部を設置する。

1 業務

- (1) 医療機関等の被災状況や傷病者の状況に関する情報を収集・報告・提供する。
- (2) 医療救護活動に関し、医療救護班の派遣その他必要な総合調整を行う。
- (3) 医療従事者、医薬品・医療機器その他医療救護に必要な物資を確保・配置・配分する。
- (4) 被災傷病者の搬送のための体制を確保する。
- (5) その他医療救護に関する業務を行う。

2 組織

現地災害対策本部の体制に連動するものとするが、設置時期、設置場所及び設置規模は県本部長の指示による。

本部長	県福祉保健部長
副本部長	保健所長、地区医師会長、県歯科医師会支部長、県薬剤師会支部長、県看護協会長
連絡班長	・ 県福祉保健部次長 ・ 県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、日本赤十字社山梨県支部、県医薬品卸協同組合等関係団体の長の推薦した者
合同班	班長 医務課長
	・ 県本部班員の中から合同班長が必要と認めた者 ・ 地区本部班員

[山梨県災害対策本部等組織体制]

区分	山梨県災害対策本部	山梨県地震災害警戒本部
設置根拠	災害対策基本法第 23 条 山梨県災害対策本部条例 山梨県災害対策本部活動要領	大規模地震対策特別措置法第 16 条 山梨県地震災害警戒本部条例 山梨県地震災害警戒本部活動要領
設置基準	<ul style="list-style-type: none"> ① 相当規模の災害が発生し、又は発生している恐れがあり、災害応急対策を必要とするとき ② 県内において洪水災害、土砂災害、豪雪災害等の相当規模の災害が発生し、又は発生している恐れがあるとき ③ 県内に特別警報が発表されたとき ④ 震度 5 弱・強の地震で相当程度の被害が発生し、又は発生する恐れがあるとき ⑤ 震度 6 弱以上の地震が発生したとき ⑥ 富士山に噴火警報：噴火警戒レベル 4（避難準備）が発表されたとき ⑦ 本部長が必要と認めたとき 	警戒宣言（東海地震）が発せられたとき

組織体制

本部構成	
本部長	知事
副本部長	副知事、県警察本部長
本部員	会計管理者、各部局長、公営企業管理者、教育長
連絡班長	各部局次長、秘書課長、人事課長、エネルギー局主幹、企業局次長、教育次長、県警警備第二課長
事務局構成	
統括部長	防災局長
副部長	総務部次長
統括班	災害応急対策に必要な情報の収集に関する企画・分析 連絡班長会議の開催 災害対策本部・災害警戒本部・災害支援本部の設置 緊急消防援助隊・自衛隊災害派遣 現地災害対策本部の設置 災害対策にかかる指揮 東京地方連絡本部との連絡調整

航空調整班	<p>消防防災航空隊の運用</p> <p>他の都道府県からの航空応援要請</p> <p>自衛隊、緊急消防援助隊の航空応援要請</p>
総務・調整班	<p>初動体制職員からの引継ぎ</p> <p>災害状況の収集・伝達</p> <p>本部長、本部員等との連絡体制確保、登庁支援・統括部員への伝達</p> <p>職員の被災・参集状況の把握、動員可能職員の把握、必要人員の要請</p> <p>災害対策本部の総務・経理</p> <p>災害救助法に関する業務</p> <p>本部要員の生活維持の確保、人員管理</p> <p>災害状況・応急対策状況の記録、文書の收受</p> <p>災害対策本部各部・班及び地方連絡本部との連絡調整</p> <p>統括部内の人員管理</p> <p>国・知事会へ応援職員の要請と受入に関する調整</p> <p>現地連絡員（主に県本部との連絡員として情報収集等にあたる職員）を必要に応じて、災害対策本部が設置された市町村へ派遣</p> <p>現地連絡員（物資の一時集積場所（市町村役所、県施設、都市公園等）における物資の受渡支援を行う職員）を派遣</p>
情報班	<p>初動体制職員からの引継ぎ</p> <p>市町村・関係機関等からの被害状況等に関する情報の収集、整理及び記録</p> <p>災害対策本部、関係部局への情報提供</p>
通信班	<p>初期段階での情報通信手段の確保</p> <p>情報通信手段の確保・運営</p>
広報班	<p>報道機関との連絡調整</p> <p>プレスセンターの設置運営</p> <p>報道機関への発表</p> <p>インターネット等による広報</p>
県民相談班	<p>県民相談センターの設置</p> <p>相談・問い合わせ処理</p>
物資班	<p>物資調達協定企業との連絡体制の確保</p> <p>避難所・避難者の把握と救援物資必要量の推計</p> <p>市町村等からの要請に基づく物資の調達</p> <p>緊急物資の引渡</p> <p>国家機関・他自治体からの救援物資の受入、仕分及び配送</p> <p>災害対策本部の運営で必要な食料・物品等の調達</p> <p>防災、避難者支援物資等の調達</p> <p>交通施設の被災状況の把握</p> <p>緊急輸送道路の確保</p>

	<p>救援物資一次集積場の選定、管理・運営</p> <p>輸送機関への輸送要請</p> <p>倉庫協会・トラック協会からの物流専門家の派遣</p> <p>緊急車両通行標章に係る事務</p> <p>医療機関の患者又は職員に提供する食糧等物資の把握・調達</p>
避難対策班	<p>本部を通じた帰宅困難者の状況把握</p> <p>帰宅困難者の輸送に関する事</p> <p>避難者等の輸送に関する事</p> <p>緊急輸送道路の確保</p> <p>マイカー利用者への情報提供、情報（状況）収集、避難誘導、避難経路の確保</p>
建築物・廃棄物対策班	<p>県庁舎・合同庁舎の被災状況の確認と応急対策</p> <p>建築物の被災範囲・損壊状況の把握（被災建築物応急危険度判定士・被災宅地危険度判定士との調整）</p> <p>応急仮設住宅の建設検討</p> <p>応急仮設住宅の建設予定地の選定</p> <p>災害廃棄物の把握・避難所におけるごみ・し尿の排出量の推計</p>
渉外対応班	<p>国への提案・要望に関する事</p> <p>国の機関、国会議員等の視察等に係る連絡調整</p> <p>国会議員、県議会議員への情報提供</p>
ボランティア調整班	<p>災害ボランティアグループの情報など県災害対策本部に集まった情報の収集・整理、県災害救援ボランティア本部への情報提供</p> <p>県災害救援ボランティア本部運営支援等</p> <p>義捐金、民間団体・個人からの義捐物資に関する事</p>
医療班	<p>医療救護対策本部との調整に関する事</p>
土木班	<p>県土整備部災害対策本部連携に関する事</p>
緊急消防援助隊班	<p>消防応援活動調整本部に関する事</p>